

国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程

平成17年 9月26日制 定
令和 3年 3月23日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学の学長の選考及び任期等について必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人宮城教育大学基本規則第17条第1項に基づき設置する国立大学法人宮城教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任したとき。
- 三 学長が解任されたとき。
- 四 学長が欠けたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、原則として任期の満了する日の4月以前に、同項第2号から第4号に該当するときは、その事実が生じた後速やかに行う。

(学長候補者の選考)

第4条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

2 学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表しなければならない。

(選考の方法)

第5条 学長候補者の選考は、公募、書類審査及び意向聴取等により行う。

(学長候補適任者の公募)

第6条 学長候補者の選考は、学長候補適任者を学内外に公募し行うものとする。

2 公募の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長候補適任者への応募)

第7条 前条の公募に応じることができる者は、第4条に定める能力を有すると考える本人又は本人の同意を得た5人以上の推薦人とする。

2 前項において推薦人になりえる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長、理事及び監事（非常勤を含む。）
- 二 経営協議会の外部委員
- 三 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手

四 附属学校教員のうち、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、国立大学法人宮城教育大学職員給与規程第29条第1項各号に規定する主任等及び幼稚園の教務主任

五 事務系職員のうち、課長、室長、副課長及び係長

3 前項の規定にかかわらず、学長選考会議の委員は推薦人になることができない。

(委員の辞任)

第8条 学長選考会議の委員は、第7条の規定による公募に応募した場合又は推薦された場合は、学長選考会議の委員を辞任するものとする。

2 前項の規定により学長選考会議の委員が辞任した場合は、直ちに委員を補充するものとする。

(学長候補適任者の選考及び調査)

第9条 学長選考会議は、学長候補適任者に応募又は推薦のあった者について、提出された応募書類による審査及び必要に応じて行う面接により、5人以内の学長候補適任者を選考するものとする。

(学長候補適任者による所信表明等)

第10条 学長選考会議は、前条の規定により選考した学長候補適任者に対し、所信（応募の際に提出した所信と同じ場合は不要）及び学長選考会議が作成した質問書に対する回答書（以下「所信等」という。）の提出を求めるものとする。

2 学長選考会議は、前項の規定により提出のあった所信等の内容を公表するものとする。

3 第1項の所信等を提出しなかった場合は、応募を取り消したものとみなす。

(意向聴取)

第11条 学長選考会議は、第9条の規定により選考した学長候補適任者について、第7条第2項の各号に掲げる者からの意向聴取（以下「意向聴取」という。）を実施する。

2 学長選考会議は、前項の意向聴取を実施する際に、応募書類及び所信等並びに意向聴取の期日及び方法等を意向聴取対象者に通知するものとする。

3 学長選考会議は、第1項の意向聴取を実施する前に選考した学長候補適任者の抱負等を聞く機会を設けることができる。

4 意向聴取の実施手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長候補者の決定)

第12条 学長選考会議は、第9条による審査結果及び第10条による所信等をもとに、前条の意向聴取等の結果を参考にしつつ、学長候補者を決定する。

2 学長選考会議は、前項の規定により決定した学長候補者に対し、学長就任を要請するものとする。

3 学長選考会議は、前項の要請が受諾されたときは、その旨を速やかに学長に報告するとともに公表するものとする。

4 前項の公表の際、当該選考の結果、選考した学長を適切と判断した理由、選考過程等を遅滞なく公表するものとする。

(再選考)

第13条 選考の過程で、学長候補適任者がいなくなったとき、又は前条第1項で決定した学長候補者が、同条第3項の要請を受諾できないこととなったときは、この規程に基づき学長選考会議があらためて選考を行う。

(学長の任期)

第14条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を越えることができない。

2 学長が任期の途中で第3条第1項第2号から第4号までの規定に該当した場合の、後任の学長の

任期は、就任の日から3年を超えた日が属する年度の末日までとする。

3 年度の途中で就任した学長が、引き続き再任された場合の任期は、2年とする。

(学長解任の申出)

第15条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認められるとき。

(学長解任の申出の決定の手続)

第16条 学長選考会議は、次の各号に掲げる者から前条各号のいずれかに該当するものとして学長解任の要求があった場合には、これに十分な理由があると認められるか否かにつき審査を行う。

- 一 監事(非常勤を含む。)の過半数の者
 - 二 経営協議会委員の過半数の者
 - 三 第7条第2項第3号、第4号及び第5号に掲げる学内構成員の3分の1以上の者
- 2 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認められる場合には、審査を行うことができる。
- 3 学長選考会議は、前2項の審査を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 学長選考会議は、第1項及び第2項の審査を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会から意見を求めることができる。
- 5 学長選考会議は、第1項又は第2項に定める審査の結果、前条各号のいずれかに該当すると認められた場合には、文部科学大臣に対する学長解任の申出の決定を行う。ただし、この場合の議事は、学長選考会議規程第7条の規定にかかわらず、委員5人以上の賛成で決することができる。
- 6 解任の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第17条 学長候補者の選考等に関する事務は、経営企画課において処理する。

(解釈等)

第18条 この規程の解釈について疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (17規第8号制定)

- 1 この規程は、平成17年9月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第14条第1項の規定にかかわらず、平成18年8月1日を始期とする学長の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則 (20規第28号改正)

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (23規第33号改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (24 規第17号改正)

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

附 則 (27 規第6号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27 規第26号改正)

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 (令2 規第38号改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令 規第64号改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。